

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年 10 月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2300618 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500049 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社 C 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月 19 日から昭和 60 年 10 月 31 日まで
② 昭和 60 年 11 月 30 日から昭和 62 年 2 月 28 日まで

私は、請求期間①については A 社、請求期間②については B 社 C 支店において、それぞれ勤務していたので、当該各期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者は、請求期間①について、A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日が違うとして、昭和 57 年 10 月 19 日から昭和 60 年 10 月 31 日までの期間に係る年金記録を訂正してほしい旨の請求を行っている。

一方、オンライン記録によると、請求者は、請求期間①のうち、昭和 58 年 2 月 1 日から昭和 60 年 1 月 1 日までの期間について、D 社(昭和 60 年 7 月 6 日付けで E 社に、平成 10 年 8 月 20 日付けで F 社に適用事業所名称が変更されている。)における厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

また、請求者は、G 年金事務所に対し、請求期間①において記録されるべき事業所の名称を A 社に訂正してほしい旨記述した書面を令和 5 年 10 月 28 日付け等で送付している。

請求者は、請求期間②について、B 社 C 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日が違うとして、昭和 60 年 11 月 30 日から昭和 62 年 2 月 28 日までの期間に係る年金記録を訂正してほしい旨の請求を行っている。

一方、オンライン記録によると、請求者は、請求期間②のうち、昭和 61 年 2 月 17 日から昭和 62 年 1 月 15 日までの期間について、B 社 C 支店、昭和 62 年 1 月 15 日から同年 3 月 1 日までの期間について、B 社における厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

また、請求者は、G 年金事務所に対し、請求期間②において記録されるべき事業所の名称を B 社 C 支店に訂正してほしい旨記述した書面を令和 6 年 2 月 14 日付けで送付している。

厚生年金保険法第 28 条の 2 第 1 項が定める自己に係る特定厚生年金保険原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。)に係る厚生年金保険原簿の訂正の請求(以下「原簿の訂正の請求」という。)については、国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱要領(平成 27 年 2 月 27 日厚生労働大臣決定)(以下「事務取扱要領」という。)及び厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領(平成 27 年 2 月 27 日厚生労働大臣決定)(以下「訂正請求認定基準・要領」という。)が定められており、事務取扱要領「第 1 訂正請求の事務手続」の「2 訂正請求の内

容の調査及び審査」及び訂正請求認定基準・要領「第1章 一般的事項」の「第3 基準の前提」において、訂正請求の内容が法定の対象記録の訂正か確認を行うものと規定している。

そこで、請求者に対し請求期間①及び②の請求内容に係る主張及び意見の聴取又は提示、並びに、その主張に基づく請求期間の補正依頼を試みたものの、訂正請求書に記載された電話番号は通話ができない状態であり、複数回にわたり請求者に対し、前記請求内容等に関する照会書面を送付したが、郵便物に「受取拒否」と記載して返送されるなど、請求者から回答又は陳述を得ることができなかった。

- 2 請求者は、訂正請求書において、雇用主等に対し資料の提出の他必要な協力を求めることに同意する旨の書面（同意書）に署名し提出しているが、G年金事務所に対し、同意書を提出するが公務員の改ざんであり本意でなく、調査は雇用主等に迷惑がかかり、失礼である旨記述した書面を令和5年9月12日付け等で送付している。

原簿の訂正の請求については、事務取扱要領「第1 訂正請求の事務手続」の「2 訂正請求の内容の調査及び審査」、及び訂正請求認定基準・要領「第1章 一般的事項」の「第2 認定の原則」において、事案に係る関連資料及び周辺事情の収集を行い、そこから得られる個々の事情を評価すると規定している。

そこで、請求者に対し請求期間①及び②の雇用主等への照会調査の可否に係る意見の聴取又は提示を試みたものの、前述のとおり、訂正請求書に記載された電話番号は通話ができない状態であり、複数回にわたり請求者に対し、前記照会調査等に関する照会書面を送付したが、請求者から回答又は陳述を得ることができなかった上、請求者は、G年金事務所に対し、近畿厚生局の調査及び審議は受け入れない旨記述した書面を令和7年2月28日付け等で送付している。

- 3 前述のとおり、請求者からは請求期間①及び②の各請求対象事業所の雇用主、元従業員等に対する請求者の勤務状況等に係る照会調査の可否について確認することができないため、各請求対象事業所における請求者の勤務実態、報酬月額及び厚生年金保険料控除、請求者に係る届出又は保険料納付等の事実に係る調査等は行えない上、請求者から請求期間①及び②の請求内容に係る主張及び意見について確認できないため、各請求対象事業所に係る記録の訂正の可否を判断することは困難である。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る各請求対象事業所における勤務実態、報酬月額及び厚生年金保険料控除の有無、並びに請求者に係る届出及び保険料納付について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②において、各請求対象事業所に勤務し報酬を受けていたこと、又は当該報酬から厚生年金保険料を事業主により控除されていたこと、若しくは事業主が請求者の勤務及び報酬実態に対応する被保険者資格の取得日等に係る届出又は厚生年金保険料納付を行っていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500260号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500050号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成12年4月1日から平成14年10月31日まで

私は、A社の代表取締役として会社の運営をしていた。会社として社会保険料の未納があったことは記憶しているが、私の厚生年金保険の標準報酬月額を59万円及び62万円から9万8,000円にそれぞれ減額し処理するなどとは聞いておらず、承諾もしていない。調査の上、請求期間に係る年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

オンライン記録において、A社における請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成12年4月1日は59万円、平成12年10月1日、平成13年10月1日及び平成14年10月1日は62万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成14年10月31日)より後の、同年11月5日付けで、平成12年10月1日、平成13年10月1日及び平成14年10月1日の定時決定に係る記録を取り消した上で、平成12年4月1日に遡って9万8,000円に減額する処理が行われている。

しかしながら、商業登記の記録においてA社の代表取締役である請求者は、i) 当時、会社は社会保険料を滞納していたこと、ii) 社会保険事務所(当時)への申請業務などの事務処理は私が行っており、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出も私が行っていたこと、iii) 社会保険事務所に出向いた際に、資格喪失に係る書面が用意されており、職員から、この書面に押印するようにと促され、私が書類に押印したことをそれぞれ陳述している。

また、請求者は、当時、社会保険事務所から具体的に私の標準報酬月額を59万円及び62万円から9万8,000円に減額するなどとは聞いておらず、もし最初からそのように説明されていたのであれば、私は決して納得せず、厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出も行っていなかった旨陳述しているが、全国健康保険協会B支部は、請求者は平成14年10月31日から平成19年7月14日までの期間において健康保険任意継続被保険者であり、標準報酬月額9万8,000円に見合う保険料を平成14年10月から平成19年6月まで納付していた旨回答していることから、請求者は、A社における資格喪失時の標準報酬月額が9万8,000円に減額されたことを認識していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社における請求者の標準報酬月額の減額処理が事実即した処理ではなかったとしても、請求者は同社の代表取締役として、自らの厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出及び標準報酬月額に係る記録訂正に直接関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。